

# 札幌市中小企業等振興条例が改正され、4月1日から施行されます

<担当課>  
経済局産業振興部産業企画課  
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
TEL:011-211-2372 FAX:011-218-5130  
Eメール:chushajorei@city.sapporo.jp  
HP:<http://www.city.sapporo.jp/keiza/top/index.html>

札幌市では、中小企業を取り巻く経済的・社会的環境の変化等を踏まえ、札幌市中小企業等振興条例を全面的に改正しました（平成20年4月1日施行）。今後は、この改正条例に基づき、中小企業振興のための施策を行ってまいります。

## 条例改正の背景と基本的な考え方とは？

### 1 旧条例の概要

昭和50年に制定され、中小企業に対する助成にあたっての指針、助成の種類、助成の手続き等を定めています。

### 2 改正の背景・必要性

旧条例は制定から30年以上が経過し、この間、経済のグローバル化に伴う国際的な競争の激化等、中小企業を取り巻く経済的・社会的環境は大きく変化してきました。また、国の中小企業政策の基本方針を示す中小企業基本法の改正（平成11年）や、本市の市民自治によるまちづくりの基本的枠組みを定める札幌市自治基本条例の制定（平成18年）があり、こうした社会状況の変化や法令整備に対応することが必要となりました。

### 3 条例改正の基本的な考え方

(1) 条例は特定の支援策ではなく、基本理念・基本的事項を定める

非常に早いスピードで変化する社会経済状況に対応し、効果的な中小企業振興施策を実施するため、条例には中小企業の振興に関する基本理念や基本的事項などを定め、具体的な支援策は新まちづくり計画などの中期計画や各年度の予算事業などで実現することとした。

(2) 中小企業基本法・札幌市自治基本条例に対応

(3) 札幌市の責務や、中小企業・大企業の努力、市民の役割などを明確にする

## 条例が改正されたらどうなるの？

中小企業の振興や支援に関する基本理念・基本的事項や札幌市の責務、施策の基本方針を明確にしたこと、それを新まちづくり計画や各年度の予算事業などに反映し、今まで以上に効果的な支援を行っていきます。

また、中小企業・大企業の努力や、市民の役割を明らかにしたこと、より一層の努力や協力を期待するものです。

## 条例の基本的な考え方とは？

前文にあるとおり、札幌は事業所のほとんどが中小企業のまちですが、中小企業が振興することで、結果として市民生活も向上するという好循環を生み出します。中小企業を取り巻く厳しい環境のなかで、中小企業自身が努力することはもちろんですが、中小企業の振興が札幌の発展に欠かせないということを、企業はもちろん、行政や市民も共有し、それぞれがその役割を果たしていくことが重要です。

中小企業の振興の基本理念は、以下の3点です。

- ①中小企業の創意工夫と自主的な努力を尊重します。
- ②札幌市の産業構造の特性に配慮します。
- ③経済的・社会的環境の変化に的確に対応します。

## 札幌市の責務とは？

札幌市は、

- ①基本理念にのっとり、中小企業が振興するための施策を行います。そのための基本方針等も明記し、必要な財政上の措置を講ずる等としています。
- ②中小企業の実態を的確に把握し、意見を反映するよう努めます。
- ③国など関係機関と連携します。

## 中小企業の努力とは？

中小企業の皆さまには、

- ①経営が向上するよう、自主的に努力していただきます。
- ②社会的責任を自覚し、地域と調和し、暮らしやすい社会となるよう貢献していただきます。

## 大企業の役割とは？

大企業の皆さまには、

- ①社会的責任を自覚し、中小企業との連携・協力に努めていただきます。
- ②市の中小企業振興施策に協力していただきます。

## 市民の理解と協力とは？

市民の皆さまには、中小企業の重要性を理解いただき、できるだけ地域の中小企業の商品を購入したり、商店街の行事などに参加したりするなどして、中小企業の健全な発展に協力していただきます。

# 札幌市中小企業振興条例

平成 19 年 12 月 13 日  
条例第 53 号

札幌市中小企業等振興条例(昭和 50 年条例第 28 号)  
の全部改正(平成 19 年 12 月条例第 53 号)

## 目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 中小企業の振興に関する基本的施策(第 8 条—第 11 条)

第 3 章 札幌市中小企業振興審議会(第 12 条—第 19 条)

第 4 章 雜則(第 20 条)

附則

札幌は、事業所のほとんどを中小企業が占めるまちであり、中小企業が経済の基盤をなしている。中小企業は、経済活動の全般にわたって重要な役割を果たしているだけでなく、その振興により、働く人の収入が増え、消費が活発化し、雇用が創出される。さらに、市の税収が増加して福祉や教育などの市民サービスが向上し、まちづくりが発展するなどの好循環が生み出される。このようなことから、中小企業の振興は、単に中小企業だけにとどまるものではなく、札幌の産業、経済と市民生活全体にかかわる課題といえる。

しかしながら、経済のグローバル化(脚注 1)による企業間競争の激化、少子高齢化の進行や人口減少時代の到来など、中小企業を取り巻く環境は大きく変化ってきており、これまで地域社会を支えてきた中小企業の活力の低下も懸念されている。

中小企業が成長発展していくためには、中小企業者自らがその経営の向上のために努力を払うとともに、地域社会における責任(脚注 2)を果たし、市民や社会から信頼されることが必要である。そして、中小企業の振興が札幌の発展に欠かせないものであるという認識を、企業はもちろんのこと、まちづくりの担い手である市民や行政も共有することが何より大切である。

そこで、中小企業を振興するうえでの企業、行政及び市民の役割や関係を明らかにし、中小企業をより元気にすることで、札幌をより豊かで住みやすいまちとするため、ここに、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則 (目的)

第 1 条 この条例は、本市の中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市の責務、中小企業者等の努めるべき事項などを明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策(以下「中小企業振興施策」という。)を総合的に推進し、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号。以下「基本法」という。) 第 2 条第 1 項に定めるもの(脚注 3)をいう。

(2) 協同組合等 中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第 3 条第 1 項各号に掲げる中小企業団体、商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)第 2 条第 1 項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和 32 年法律第 164 号)第 3 条に規定する生活衛生同業組合その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体をいう。

(3) 中小企業者等 中小企業者及び協同組合等をいう。

(4) 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人であって事業を営むものをいう。

### (基本理念)

第 3 条 中小企業の振興は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) 中小企業者等の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重すること。

(2) 本市の産業構造の特性(脚注 4)に配慮すること。

(3) 経済活動における国際化の進展その他の経済的社会的環境の変化に的確に対応すること。

### (市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。この場合において、市は、中小企業者等の実態を的確に把握するとともに、中小企業者等の意見を適切に反映するよう努めなければならない。

2 市は、中小企業振興施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、関係地方公共団体、支援機関(中小企業支援法(昭和 38 年法律第 147 号)第 7 条第 1 項に規定する指定法人等をいう。)、経済団体、大学等の研究機関その他の関係機関と連携を図るよう努めなければならない。

### (中小企業者等の努力等)

第 5 条 中小企業者等は、経営の革新(基本法第 2 条第 2 項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。)(脚注 5)、経営基盤の強化(脚注 6)及び経済的・社会的環境の変化(脚注 7)への適応のために、自主的に取り組むよう努めなければならない。

2 中小企業者等は、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

3 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

### (大企業者の役割)

第 6 条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚する

とともに、中小企業者等との連携・協力に努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

#### (市民の理解と協力)

第7条 市民は、中小企業の振興が市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力（説明8）するよう努めるものとする。

## 第2章 中小企業の振興に関する基本的施策

#### (施策の基本方針)

第8条 中小企業振興施策の策定及び実施は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業者等の経営の革新及び創業の促進（説明9）並びに創造的な事業活動（基本法第2条第3項に規定する創造的な事業活動をいう。）（説明10）の促進を図ること。
- (2) 中小企業者等の事業活動に必要な人材の育成及び確保並びに資金供給の円滑化（説明11）を図ることにより、中小企業者等の経営基盤の強化を促進すること。
- (3) 中小企業者等の経営の安定、事業転換の円滑化等を図ることにより、中小企業者等の経済的・社会的環境の変化に対する適応の円滑化を促進すること。

#### (財政上の措置)

第9条 市は、中小企業振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める（説明12）ものとする。

2 市は、予算の範囲内において、中小企業者等に対する適切な支援を行うものとする。

#### (市からの受注機会の増大)

第10条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注の機会の増大に努める（説明13）ものとする。

#### (連携・協力の促進等)

第11条 市は、中小企業者等相互及び中小企業者等と大企業者の連携・協力の促進に努めるものとする。

2 市は、中小企業の振興に関する市民の理解を深めるとともに、市民の協力を促すため、広報、啓発等の必要な措置を講ずるものとする。

## 第3章 札幌市中小企業振興審議会

#### (設置)

第12条 市長の附属機関として、札幌市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第13条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、中小企業振興施策について調査審議し、及び意見を述べること。
- (2) その他中小企業の振興に関する事項について調査審議し、及び意見を述べること。

#### (組織)

第14条 審議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、中小企業者、消費者その他市長が適當と認める者のうちから、市長が委嘱する。

#### (委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第16条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第17条 審議会の会議は、必要の都度会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (庶務)

第18条 審議会の庶務は、経済局において行う。

#### (運営事項)

第19条 第13条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 第4章 総則

#### (委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の札幌市中小企業等振興条例に定める助成の申請及び決定があったもの並びに助成を行ったものについては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に札幌市中小企業等振興審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日において、改正後の第14条第2項の規定により札幌市中小企業振興審議会の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、改正後の第15条第1項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（以下略）

## 用語の解説

### (説明1)

経済のグローバル化とは、市場経済が世界的に拡大し、資金や人、資源、技術、情報が国境を越えて移動し、各国経済の開放体制と世界経済への統合化が進む現象をいいます。

### (説明2)

地域社会における責任とは、企業も経済だけでなく社会や環境などにも責任を持つべきであるという趣旨から、「法令遵守」はもとより、「顧客や取引先、地域社会等に対する説明責任」「環境への配慮」「従業員の労働安全衛生や人権の確保」「地元活動やボランティア活動への参加」「雇用の創出」「顧客に対する質のよい製品・サービスの提供」などをいいます。企業が社会的責任を果たすことで、市民や社会からの信頼を得られ、結果として当該企業の成長発展へもつながっていくものと考えられます。

### (説明3)

基本法第2条第1項に定める中小企業者の定義は、以下のとおりであり、資本金、従業員数のいずれかに該当すれば中小企業者に該当します。

	資本金	従業員数
製造業、その他の業種*	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業*	5千万円以下	100人以下

\*1 その他の業種は、鉱業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、金融・保険業、不動産業を含む。

\*2 サービス業は、クリーニング業、物品販賣業等、日本標準産業分類大分類し、サービス業に分類される業種が該当。

### (説明4)

札幌市は、全国や北海道に比べ、製造業などの第2次産業の割合が低く、卸売・小売、飲食、サービス業などの第3次産業を中心となっています。これは、他の大都市と共にした傾向で、市内（市民）向けにモノやサービスを提供する内需中心型の産業構造といえます。

### (説明5)

「経営の革新」とは、中小企業者が、新商品の開発・生産、新役務の開発・提供、商品の新たな生産・販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいいます。

### (説明6)

「経営基盤の強化」とは、経営資源（経営に必要な資金、設備、技術、知識、人材、情報等）の補完を図ったり、公正な市場を確保することなどにより、事業活動を行いう際の障害を取り除き環境を整備することをいいます。

### (説明7)

「経済的社会的環境の変化」とは、中小企業の責に帰することのできない事由（急激な円相場の変動、原油等原材料の価格変動、大規模災害等）により、経営に著しい支障が生じるような環境の変化をいいます。

### (説明8)

「市民が中小企業の健全な発展に協力する」とは、できるだけ地域の中小企業の商品やサービスを購入したり、中小企業の地元における活動（商店街の行事など）に参加したりするなどして、市の中小企業振興施策の実施の有無にかかわらず、市民が中小企業の

振興、発展に協力することをいいます。

### (説明9)

創業の促進を図ることにより、①創業自体が経済活動を担う事業者の数を増大させ、その結果、活力ある経済が構築されること、②創業した者はほとんどの場合、中小企業となり、多数の中小企業が生まれることで、結果として多様な中小企業が育つこととなること、が期待されます。

### (説明10)

「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術や経営管理方法を活用したものをいいます。

### (説明11)

担保力、信用力の脆弱性から資金調達に困難を来している中小企業は少なくありませんが、資金は中小企業がその事業活動を行なう上で不可欠なものであり、その円滑な供給を図ることが必要と考えられます。

### (説明12)

市が中小企業振興施策を策定及び実施するにあたっては、財政上の措置が必要不可欠と考えられますが、市が中小企業振興により力を入れるということを明らかにしたものです。

### (説明13)

中小企業の製品の販路拡大や役務の提供範囲の拡大に資するため、予算の適正な執行に留意しつつ、市自らが中小企業の受注機会の増大に努めることを宣言するものです。

